



※本書面の情報は本年11月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

長野県弁護士会 復興支援ダイヤル

長野県弁護士会では、復興支援として、台風19号災害の被災者の方がお困りの法律問題について、法的アドバイスを行う電話窓口『復興支援ダイヤル』を設けています。ローン債務・事業・借地借家・損害・保険・家族の問題など何でも法律問題でお困りのことがありましたらお電話ください。

☎ 026-232-2777 平日 午前9時～午後5時

『復興支援ダイヤル』にお電話頂きますと、担当弁護士から折り返しお電話をして、**20分以内**を目安に**お電話で無料法律相談**をお受けします。その後、面談相談をご希望の場合には**1時間**を目安として**面談で無料法律相談**をお受けします。また、出張相談をご希望の場合、ご事情に応じて指定の場所に出向いてご相談をお受けします。いずれも**ご相談は無料**です（「復興支援ダイヤル」への予約時の電話料金はご負担ください）。

◇ 災害証明書が大事ということをよく耳にしますが、なぜですか。

り災証明書は、被災者からの申請により、市町村が住宅等の被害を調査して「被害の程度」（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水など）を証明するものです（住宅以外の不動産被害や家財等の動産被害等のり災証明を発行している市町村もあります）。り災証明書は各種支援の対象や支援の内容についての基準となり、支援を受ける際に必要となるため、各市町村の案内を確認のうえ、速やかに申請手続を行ってください。申請手続の際は被害の状況（どの位置まで浸水したか等）が分かる写真等をご準備ください。また、認定結果に不服がある場合には、再調査等を申し入れることが考えられますので、そのような場合には、上部の復興支援ダイヤルにお電話いただきご相談ください。

◇ 被災者生活再建支援金について教えてください。

令和元年台風19号災害については、長野県における被災者生活再建支援法の適用が決まり、住宅の被害の程度などにより最大300万円の被災者生活再建支援金が受けられます（被害の程度に応じて支給される基本支援金+住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金）。また、長野県の場合、県と市町村の負担による「信州被災者生活再建支援制度」により、被災者生活再建支援法による支援金支給の対象に含まれない「半壊」（以下の解体にあたらぬ場合）について、以下のとおり基礎支援金50万円の支援金が受けられます（ただし単身世帯は支給額が4分の3の額）。これらの支援金の対象にならない場合でも、床上浸水した世帯を対象に（現時点の県発表基準）、県と市町村からあわせて10万円の「災害見舞金」を受けることができます。申請手続等詳細については各市町村にお問い合わせください。

支援金額	基礎支援金	全壊、解体※、長期避難	100万円	※住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 半壊の場合基礎支援金のみ。 世帯人数が1人の場合（単身世帯）3/4の額。
		大規模半壊、半壊	50万円	
加算支援金	建物・購入	200万円		
	補修	100万円		
		賃借（公営住宅除く）	50万円	

◇ 住宅ローンなどを支払っていくことができないのですが、どうしたらよいでしょうか。

令和元年台風19号災害で、住宅ローン、自動車ローン、個人事業主の方の事業資金のための借入れなど災害前の借金の支払いが困難になった方は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用をご検討ください。

自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、弔慰金などを手元に残したうえで、残ったローンの減額や免除を受けられる可能性があります。また、この制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。専門家による手続の支援も無料で受けられます。制度の利用には一定の条件がありますので、まずは上部の復興支援ダイヤルにお電話いただきご相談ください。

再ローンを組む前に
是非ご相談ください

◇ 特定非常災害に指定されたとのことですが、今後の生活に関係があるのですか。

令和元年台風19号災害が、特定非常災害に指定されたことにより、災害で行政手続が行えなくなってきた方について、特別措置により救済されます。具体的には、災害救助法が適用された区域に住所を有する方について、運転免許のような許認可等の有効期間が延長されます（運転免許（令和元年10月10日以後に満了する場合）については、有効期間が令和2年3月31日まで延長されています。）。また、相続の承認又は放棄の熟慮期間（令和元年10月10日以後に満了するもの）が令和2年5月29日まで延長されます。

この他にも、ご自身の生活に関わる特別措置があるか、個別の特別措置の詳細について各行政機関の案内等をご確認ください。

◇ セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の方へ

長野県弁護士会は被災された『性的少数者（トランスジェンダー・性同一性障害者、LGB等）』の方の相談をお受けしています。復興支援ダイヤルへのお電話で「LGBTの関係」と伝えてください。担当弁護士から折り返しお電話します。相談内容は性自認・性的指向と関係ないことや「法律に関係ないかも」でも可。秘密は厳守しますので安心してお電話ください。

◇ 保険のご確認を。

災害救助法の適用地域で、資料の流出等により保険契約に関する手がかりがない方は、以下に問い合わせてください。

生命保険について ☎ 0120-001731

（一社）生命保険協会 災害地域生保契約照会センター

各種損害保険について ☎ 0120-501331

（一社）日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター